

◆ インタビュー ◆ 森信茂樹 中央大学法科大学院教授

「法人税率引下げの ドグマから解放された 29年度税制改正」

〔Profile〕中央大学法科大学院教授・東京財産上席研究員。
1950年生まれ。73年京都大学法学部卒業後、大蔵省入省。
98年主税局総務課長、99年大阪大学法学研究科教授、2003
年東京税関長、04年プリンストン大学で教鞭をとり、05年
財務総合政策研究所長等を経て現職。著書に、「税で日本は
よみがえる」など多数。2010～2012年政府税制調査会専
門委員会特別委員。



長年の懸案だった酒税の改正

編集部 12月8日に「平成29年度税制改正大綱」
が出ました。まず、大綱をご覧になった森信先
生の率直なご感想を教えてください。

森信 配偶者控除は迷走したという印象です
が、酒税や法人税の分野では、見るべき改正が
あったという評価です。日経のコメントで70点
と書いて（注1）、周りの人から「甘すぎる」と
怒られましたが（笑）。

ビールの税制改正は長年の懸案だったので、
よくできたかと、評価がつい甘くなったんです。

編集部 NHKの夜のニュースで先生が酒税に
ついて語っているのを拝見しました。国際競争
力の観点からお話をされていましたね。

森信 そうそう。グローバル競争の時代に、税
金を安くすることに大きな精力をつぎ込んで、

ガラパゴス化した商品をつくってどうするんだ
ろうと心配でしたので。

（今回の改正は）中期的に見て、ビール業界
のためになる、というのが私の思いです。

編集部 ビールメーカーは、今回の改正を喜ん
でいるのでしょうか。

森信 内心はほっとしているのではないでしょ
うか。だって、もうそっちの競争をやらなくて
いい。グローバル競争に専念できる。

編集部 「メーカーはグローバル競争に生き残
るための技術開発に力を入れられる」というこ
とはニュースでもおっしゃっていました。

森信 発泡酒、第3のビールなど、研究開発の
成果といえる部分がないわけではないですが、
リキュールを加えて分類を変えるというような
姑息な商品もあったわけです。背景には日本の
ビール税が高いという事情があったことは事実
ですが、それは財政事情も大きく影響している

（注1）2016年12月9日付日本経済新聞朝刊。

わけだし……。

編集部 海外だとストレートにビールで勝負、ということなのでしょうか。

森信 日本の市場は人口が減少していくわけだから、どうしてもグローバルな市場に活路を求めていくしかないと思います。そういったときに、国内市場だけに通用するような商品開発をしていたのでは、競争力がそがれるということです。

商品のことはよく知りませんが、これまで培ってきた、プリン体ゼロや、カロリーゼロといった技術を、日本にしかできない商品としてビール市場で発揮して、勝ち残ってほしいと思います。

編集部 今のお話が、今回の酒税の改正の本当の目的だと？

森信 そもそも同じものには同じ課税、競合商品にも同じ課税、というのはガット（GATT）のルールでもあるわけです。それに合わせようというのは、結果として、日本のビール業界の向上につながるのでは、というのが私の評価です。

一方で、配偶者控除の見直しについては非常に残念というか、評価は低いですよ。

裏切られた所得税改革への期待

編集部 今回の大綱で、酒税以外のところで気になったところはやはり所得税ですか。

森信 私が一番問題意識を持っているのは、所得税改革の今後です。

党税調の税制改正大綱にも書いてありますが、数年かけて、所得税の抜本的な見直しをやっていくわけです。この3年間、政府税調でも議論をしてきた。その第一歩が配偶者控除の見直しで、安倍内閣の一丁目一番地である働き方改革にうまく乗っかっていこうということで29年度改正での議論となったわけです。

政府税調ではこの配偶者控除をどのように見直すか5つの案があったのですが、どれも抽象

的な案で、具体的な控除の姿ではなく、負担の増減なども不明です。

もっと具体化して、例えば、一番軸になる改正案というのは夫婦控除だと思いますが、夫婦控除は具体的にどんなものなのか。夫婦控除に変えた場合、どのような所得や働き方の世帯が負担増になり、どんな所得や働き方の家庭が負担減になるのか。そういう客観的な数値に基づいた具体案の検討をするべきです。しかし、プーチン大統領が来る、選挙だ、ということで、すぐ頓挫してしまった。非常に残念です。

「夫婦控除」の議論がそれたのは残念

森信 日経の「経済教室」にも書いたのですが（注2）、私が目の子で試算すると、配偶者控除を夫婦控除に置きかえる場合、税収中立では所得制限をつける必要がある。それは600万から700万円程度になるので、そうすると7割程度の家庭は、負担の増減はない、ということになる。

残りのうち、所得の多い家庭は負担増に、所得の低い家庭は負担減になる。この仕上がりを見ても（夫婦控除は）決しておかしな案ではない。最大のメリットは、妻の収入いかにかわらず結婚すれば控除がもらえるので、就労調整がなくなり、少子化対策にもつながっていく。

さらに、それを税額控除に直すという案もありました。私は現在の配偶者控除38万円の10%の3万8,000円を税額控除する（給付はなし）という案で試算してみましたが、半分程度の家庭は負担の増減はなく、高所得世帯は負担増になり低所得世帯は負担減になる。

夫婦控除は、配偶者の所得いかにかわらず適用されるので就労調整が無くなる、というメリットはほとんど議論されていません。

（注2） 2016年10月12日付日本経済新聞朝刊。

私が言いたいのは、具体案に基づいて、客観的、科学的な数値に基づく議論をする前に、議論がそれてしまったということです。複数の案を出して、それで議論をして、「それはちょっと今回は早いね」という政治の決断なら来年につながっていくと思うのですが、今回のような議論では、入り口で議論が頓挫してしまいました。配偶者控除を「改組」というのに、配偶者控除の適用範囲を「拡大」してしまいました。方向が逆のような感じがします。へたをすれば、これで配偶者控除の話はおわり、となりかねない。

政府税制調査会は2年も3年も議論して、どんな役割を果たしたのか。これが非常に残念だったです。

編集部 どうして議論が頓挫したのでしょうか。
森信 頓挫したのは政治の責任ですよ。だけれども、その「頓挫の仕方」が問題で、もう少し踏み込んだ具体案を踏まえた議論ができなかったのか。政治の責任の前に、財務省と政府税制調査会があれだけ議論しているわけだから。

財務省は政治と表裏一体だから難しいかもしれないけれども、政府税制調査会は総理の諮問機関だから、政治にもまれる前にきちんと案をつくる努力をすべきですね。軽減税率のときもそう思ったことがあります。政府税制調査会で軽減税率の議論をしたときに、新聞社からの一人の委員を除いて、ほかの方全員が軽減税率に反対されたわけです。だったら、そういうことをきちんと会長談話という形で政府税調の見識として残していく。それが次につながると私は思う。

子育て支援税制はこれからも注視したい

編集部 所得課税のところで他に気になったところがありますか。

森信 厚生労働省の話なのですが、ベビーシッター代を経費にするという件ですね。

私は、まずは、給与所得控除の中の特定支出控除として、働く女性が、例えば朝、突然子供が熱を出して、ベビーシッターを雇わないといけなくなったとか、そういったものを特定支出控除の対象にする、実額経費のスキームに載せていくということから始めては、と数年前から厚生労働省や内閣府にアドバイスしていました。

当初は内閣府だけの税制改正要望でしたが、2014年から厚生労働省も担いでくれました。ただ、厚生労働省は、風呂敷を広げて、「子育て支援税制」として新たな所得控除の創設を要望するということになりました。子育てに係るベビーシッターや認可外保育施設の保育料も控除対象にするという、より大きな話になりました。今回はダメでしたが、子育ての重要性から言って、そういったところは、きちんと手当すべきですね。そこも所得税では残念なところだった。

現代の所得格差・資産格差と資産課税のあり方

編集部 資産課税についてはどのように見えていますか。

森信 資産課税は、2年前、相続税が大幅に引き上げられたばかりですから、その様子を見ながら検討していくのがよいと思います。ただ、所得格差、資産格差、これはアベノミクスで、一橋大学の小塩隆士さんの研究^(注3)を見ても、中間層が二極分化しつつあります。そういう意味で、所得格差、資産格差のところは、これからもきちんと見て、必要に応じて税制で対応していく必要があると思う。

その場合、私は、資産そのものに課税強化するというよりも、資産性所得について見直す余

(注3) 東京財団政策提言「税と社会保障のグランドデザインを」第3章(東京財団税・社会保障調査会(<https://tax.tkfd.or.jp>)から入手できる)

地があると思っています。前から言っているのですが、わが国の所得税の実効負担率を見ると、1億円のところをピークに下がっている。累進税率にもかかわらず、下がっていくというのは奇妙な話で、それは金融所得が国税で15%、地方税を合わせて20%の分離課税になっていることによるわけです。高所得者ほど金融所得の割合が多いということから、結果的には1億円をピークに所得税の実効負担率が下がってくるという現象が起きているわけです。

これは今後アベノミクスの展開とも関係するけれども、きちんと、税制として対応していく重要な部分だと思う。つまり、これ以上資産格差が拡大するようであれば、今の20%という税率を見直す必要があるのではないか。

編集部 今先生がおっしゃられた方向での動きは、今回の改正で感じられましたか。

森信 それは全くありませんでした。安倍政権は、金融所得に課税を強化するというのは、株式市場への影響が大きいと思っているのでしょう。政治的には容易ではないと思いますが、所得再分配の強化、世代間の負担格差の是正という大義名分があると思いますので、政府税制調査会でも分析・議論する必要があると思います。

編集部 富裕層に対する課税についてはどのように見えていますか。

森信 富裕層に対する話だと、国外に居住する日本人の納税義務を拡大したいという件ですね。相続・贈与税の納税義務の見直しで、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人・相続人について5年というのを10年にしたわけです。「お金持ちがいいことやっているよね」という雰囲気をつくらないためにも、私は必要な改正だと思う。

BEPSのCFC税制の見直しも同じような流れで、トリガー税率により切り分けるのではなく、所得の性質に応じて切り分けるという大きな哲学の改正を行いました。パナマ文書以来の議論の流れに対応したもので、レベル・プレイン

グ・フィールド、あるいは公平性、そういった観点から必要な見直しです。

本法改正を伴う組織再編税制の改正にみた本気度

編集部 次は法人課税です。法人税は気になるところがたくさんあったのではないのでしょうか。
森信 法人課税については、今回注目すべき改正がいろいろあったと思いますよ。

それをお話するには、まず、民主党政権時代も入れて今日までの10年間を見る必要がある。

わが国は、国際的な税率引下げ競争の下で立地の競争力を回復するという大義名分から、法人税率の引下げを行ってきた。財源が限られた中でそれを行うために、課税ベースの拡大がセットとされてきた。つまり、「課税ベースを拡大しつつ税率を下げる」ということをこの10年くらいずっとやってきた。

ところが、ご承知のように、課税ベースの拡大が限界に達してきました。

編集部 やれることは全部やりつくしたと？

森信 全部やったとは思わないけれども、大体ね。とりわけ28年度の税制改正では外形標準課税の拡大が行われ、1億円超の企業の中でも、地方の中核企業で人件費を多く使うような場合には、税率は下がったけれども、外形標準課税分が拡大した結果税負担が増加するというような例も出てきている。

そういうこともあって、法人税率引下げはこの辺でそろそろ終わりにしようじゃないかという機運が出てきました。平成29年度税制改正要望の中には、税率を引き下げろという要望は出ていないはずですよ。

引下げ競争が落ち着いて、議論に余裕が出たので、今まで手のついてこなかったところで、時代の要請に基づいて見直すべき改正を行ったのが、今回の法人税改正ではないかと思っています。

その最たるものが、組織再編税制の拡充でし

よう。組織再編税制は、法人税本法の改正です。租特と違って、本法改正するには「気合」が必要です（笑）。

編集部 スピンオフ税制については本誌連載「税制之理」でも期待を込めて取り上げていらっしやいました（注4）が、スピンオフが入ったのは意外だったのでしょうか。

森信 入ればいいなという感じでした。私は政権交代前の自民党時代、大田弘子大臣のときに、内閣府の対外直接投資促進関係の審議会の委員を頼まれました。法人税改革が1つのテーマだったのですが、メンバーかオブザーバーかに在日アメリカ商工会議所がいて、「日本の組織再編税制は範囲が狭すぎる。米国には、スピンオフとか、スプリットオフとか8つあって、企業がより自由に組織再編できる。日本の法人税を直すべきだ」と強く主張していました。それに対して当時の主税局は、そうしたニーズはないから、税制改正は早いと言っていました。

あれから10年たって、世の中が変わったのかもしれないけれども、こういう米国型の税制が入ることになって、自分としては驚いたわけです。

この10年の流れが変わった法人税の改正

森信 日本型経営の特色ですが、いまだ企業は多くの事業を抱えている。効率の良いものもあれば、単にOBの就職のために作った事業もある。これらをうまくスピンオフしていけば、親会社は本来の中核事業に専念することができるし、スピンオフされた子会社の方も迅速で柔軟な意思決定が可能になり、経営者や従業員のモチベーションも高まる。

埋没していた会社の価値がスピンオフによって新たに見いだされるという事例が米国にはあります。いわゆるコングロマリットディスカウ

ントされている企業価値を高めることができるわけです。

そういったことから、今回スピンオフの税制改正が決まったというのは大きいなと思っています。

それから、スクイーズアウトについて。例えばTOBで対象会社の株式の3分の2を取得した後で、少数株主から強制的にこの株式を取得して100%子会社化するような場合に、金銭を交付するような場合が生じてきますが、その場合に、今まで金銭（ブート）を対価とすると課税繰り延べが認められないのが原則でした。それが、今回は金銭を少し交付しても繰り延べができるようになる。

こうした企業組織の再編について柔軟な税制の対応が可能になったのは、過去10年間の法人税改革というのが一段落して、エネルギーが真っ当な方向に向かい始めたということで評価しているんです。

編集部 今までは課税ベースを広げるという側の話なので、企業としてはあまり歓迎できないようなところが、今回の改正に関してはそうではないということでしょうか。

森信 歓迎できないというか、要するに足し算、引き算みたいな感じでずっと議論してきたでしょう。

例えば受配の課税割合はどのくらいの場合は何%にするかとか、繰欠の縦と横で面積を一定にするとか、そういう何とも言えない足し算、引き算の税制改正。こういうのは頭を使わない税制改正です。結果はガラパゴス税制、ビール税制と似ている（笑）。

主税局は人数が限られていて、そんなところにエネルギーをとられたら、（本法改正のほう）には絶対に行かない（笑）。それが無くなったということではないでしょうか。

編集部 これまでのお話からは、28年度までと違って、29年度税制改正は、違った傾向が見えてきたということのように思いましたが、いか

（注4）「税務弘報2016年12月号」6頁。

がでしょうか。

森信 そうですね。大きな流れで言えば、安倍政権によって2回延ばされたけど消費税10%が決まっている。つまり「手がついていないのは所得税」ということで、所得税改革に移った。

法人税の世界で言えば、「課税ベースを広げて税率を下げる」というのは、曲がりなりにも一段落した。そうすると、今度は本来の法人税のこれまで手のついてこなかった組織再編税制とか、そういったところを直そうというように議論が進んだということではないでしょうか。

嬉しい驚きだった積立NISA

編集部 所得税の分野に戻りますが、NISAについての改正も意外だったそうですね。

森信 積立NISAは嬉しい驚きでした。絶対に無理だと思っていたので。

長寿社会で何歳まで生きるかわからない中、年金はマクロ経済スライドでどんどん所得代替率が低下していく。そういう状況に備えるためにも、老後の生活資金を勤労時代から自助努力で少しずつためていくというようにしていかなければ。税制でインセンティブをつけていく必要がある。

それで、私は、アメリカのロスIRAのように、課税後の資金を少しずつ積み立てていって、しかるべき時期まで引き出し制限をつけた上で、あとは運用益も含めすべて非課税にするという、「日本版IRA^(注5)」を10年くらい前から提言していました。それとどのように関連していくかは今後の議論ですが、積立NISAを変えていけばいい。

NISAというのはそもそも証券税制で、証券界だけの話になっているのだけれど、積立NISAを今後、預貯金なども対象にして、期間

も長くし、積立額も多くして、うまく育てていけば、日本版IRAになると思う。

編集部 具体的に積立NISAに期待していることをさらに教えて頂けますか。

森信 NISAの税制はTEE（拠出時課税、積立時・給付時非課税）で、税引き後から投資するものです。2016年から始まった個人型DCは、なかなかよいと思いますが、税制がEEEで、これを拡充していくと大きな所得税の脱漏が起きるという問題があります。

積み立てるときは社会保険料控除、運用益は非課税で、もらうときは公的年金等控除で事実上非課税なんです。そこで、最初に課税した後は運用益も含め引き出し時に非課税にするTEE型を拡充していくことがよいと思っています。これが日本版IRAです。

2017年以降、引き続き議論が続いていくと思うし、その第一歩として積立NISAの話がでたというのは、嬉しい驚きでした。

アベノミクス成功のカギは消費税率の引上げ

編集部 次に消費課税に関してのご意見をお聞かせ願えますか。

森信 消費税は、2回伸ばしているのですが、今回はきちんとやってほしい。

賃金が少しずつ伸び始めていますが、アベノミクスがうまくいかない最大の要因は、若者の消費が伸びないということだと思う。若者ほど将来「不安」が大きく、貯蓄率が高い。

アベノミクスというのは、第一の矢に見られるように、将来の「期待」に働きかけて、経済をデフレから脱却していこうという考え方だけど、いくら「期待」に働きかけても、「不安」が「期待」を打ち消してしまう。アベノミクス

(注5) 「社会保障・税番号制度の活用と日本版IRA」(金融税制・番号制度研究会) 参照 (<http://www.japantax.jp/teigen/index.htm>)。

がうまくいかないのは、将来不安が高まっているからだと思っています。

なぜ将来不安があるのかといたら、長寿社会の中で、自分の年金、医療のことだけでなく、親の介護などさまざまな長生きリスクが顕在化しつつあるということではないか。

そうすると、解決方法としては、1つしかなくて、きちんと消費税を引き上げて、社会保障を拡充して、将来不安を軽減していく。それしか道はない。今の安倍政権は、その方向にエネルギーが向いてこない。あれだけ高い政権の支持率がありながら残念です。

編集部 消費税を上げないと、若者の不安は解消されないということですか。

森信 そう。ただ、一方で、社会保障は効率化すべき点がいっぱいあります。薬価とか、高齢者というだけで負担の下がる保険料とか。拡充と効率化をあわせて進めていき、社会保障を若者世代にシフトし、シルバー民主主義から脱却する必要がある。その努力が足りないのではないかと私は思っています。

日本型コーポレートガバナンスの真価が問われる国際課税対応

編集部 国際課税では、外国子会社合算税制の見直しがありました。国際課税は、所得税や消費税のように政治や選挙が関係しない技術的なところかと思っています。

森信 CFC税制については、BEPSの流れを踏まえて日本としては最大限に受けとめた形で、改正をしました。日本企業への過度な負担を回避しながら、BEPSの要請に応えたのではないかと思います。

1つ申し上げたいのは、企業において、コーポレートガバナンスがやかましい中で、税というものに対して、もう少し人材を割くべきだと

いうことです。

税務の人が足りないというような声がよくありますが、日本企業が多国籍化していくなかでは、タックス部門の人員配置を厚くしていく必要がある。それには企業のトップの認識を変えていく必要があります。租税回避の問題などますます活発になってくる中で、経営者の意識、日本型コーポレートガバナンスの真価が問われていくと思う。

法人税のドグマからの解放と未知の課税領域の存在で、ますます目が離せない今後の改正

編集部 最後にあらためて、今回の税制改正についてのご感想をお願いします。

森信 法人については、課税ベースを広げて法人税率を下げるというドグマから抜け出し、今回いろいろな改正ができた。

今後はAIの発達の中で、AIという無形資産にどう課税していくのか(注6)という大きな課題に向き合うことになると思います。

わからないのはトランプ税制。法人税引下げ競争が再び始まるのか、仕向け地課税法人税は本当に可能なのか、共和党のブループリントや米国の学者の論文を読んで研究しています。

2017年1月20日から、東京財団に「東京財団税・社会保障調査会」というウェブサイトを立ち上げました(<https://www.tax.tkfd.or.jp>)。

私が座長を務めますが、小塩隆士一橋大学教授、佐藤主光一橋大学教授、田近栄治成城大学教授、土居丈朗慶應義塾大学教授、小黒一正法政大学教授がメンバーです。活発な議論を行っていますので、ぜひご一読ください。

—2016年12月15日中央経済社にて

(注6) 「税と社会保障でニッポンをどう再生するか」(日本実業出版社、2017年)を参照。